

社会福祉法人の 地域における公益的な取組

地域公益活動 IWATE・あんしんサポート事業

改正社会福祉法により
社会福祉法人に
求められているもの

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人には、その公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されています。

多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要となつていますが、その中で、社会福祉法人には他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められています。

社会福祉法人の協働による
地域における
公益的な取組

岩手県社会福祉協議会・社会福祉法人経営者協議会（熊谷茂会長）が実施する「IWATE・あんしんサポート事業」は、高齢者・障がい者等の福祉施設運営を行う県内の社会福祉法人が、生

IWATE・あんしんサポート事業の推移

	平成29年度	平成30年度 (1月末現在)
1 登録法人数(法人)	63法人	76法人
2 相談員数(人)	113人	175人
3 相談件数(件)	118件	85件
4 1か月当たりの相談件数	9.8件	8.5件

IWATE・あんしんサポート事業相談事例

相談内容	対応
本人(70代女性)と息子(30代・統合失調症)の2人世帯。息子は疾患のため定職に就くことが難しく、本人のパート就労収入と年金で生活してきたが、本人が雇止めとなり困窮。電気・ガス・水道代を滞納し、供給停止予告される。食材もない。	ライフラインの供給停止を防ぐほか、食材を現物給付。息子は症状が安定し、就職が決まった。本人も求職活動中。
本人(40代男性)、母、子2人(小学生1人、中学生1人)の4人世帯。長期間就労しておらず、父の就労収入で生活してきたが、父が亡くなったため困窮。所持金は数百円。食材がなく電気と水道が止められている。	電気と水道を復旧するほか、食材を現物給付。相談支援機関と連携の下、本人の就労支援を行う。就職活動及び通勤の交通手段として、当面、施設の自転車を貸与。
本人(60代男性)のみの独居世帯。日雇い労働をしていたが、病気を経て体力が低下し、10年前から就労していない。電気・ガスが止められており、水も出ない。雨水を溜めて飲料水とし、知人からもらった米や野菜を七輪で煮炊きして生活している。	生活保護申請を支援するほか、食糧、電気代、カセットコンロを現物給付。

活に困窮する方々等を、訪問相談や現物給付などで支援しています。同事業は、相談があったその日にも対応できる迅速さと柔軟さが特徴です。

「IWATE・あんしんサポート事業」は、登録法人から拠出された会費を財源にして様々な事例に対応しています。実施法人に

とって、地域への貢献は職員の職業意識・モチベーションの向上、そして福祉サービスの質の向上につながっていきます。社会福祉法人が地域に向けて活動することは、地域住民のためだけではなく、法人にとっても得るものがあり、これまで以上に地域にとって必要不可欠な存在になっていきます。

見守ることが主だったケースにも、より効果的な支援を可能にしています。岩手県社会福祉協議会・社会福祉法人経営者協議会では、生活に困窮する方々のさらなるニーズの掘り起こしや、窮状に寄り添う支援を目指し、登録法人と相談員を増やすため社会福祉法人の参加を呼びかけています。